

清瀬市運動公園サッカー場団体登録について

清瀬内山運動公園サッカー場を、より多くの市民の方にいつまでも良好な状態で利用して頂く為、サッカー場を利用するにはあらかじめ団体登録が必要です。その手続きは下記のとおりです。

記

- 登録できる団体は、10名以上で構成された団体(営業的活動を目的に設立又は運営及び特定の個人の営業的活動を助長させると認められる団体を除く)です。
ただし、施設使用等に支障がないと認めた場合に限って個人並びに10人未満で構成された団体も登録をすることができます。
- 団体登録は次の区分により登録します。
(1)市内団体 市内在住、在勤及び在学者のみで構成された団体をいう。
(2)その他の団体 市外在住、在勤及び在学者のみで構成又は市外在住、在勤及び在学者を加えて構成された団体をいう。
- 登録の申請は、使用申込みをする日の2週間前までに別紙登録申請書により申請をして頂きます。申請時には代表者、連絡者の身分証明書(運転免許証・保険証など)、代表者のご印鑑をお持ち下さい。来館できない場合は写しを添付してください。
なお、団体登録の有効期限は翌年3月末までですが、登録団体の要件に該当しなくなったとき及び登録申請をした構成員以外での利用が認められた場合は団体の登録を抹消致します。
- 使用の予約は、公共予約システムで下記の区分により行ってください。
(1)市内団体 自動抽選予約 使用する月の3ヶ月前の5日～14日まで
※抽選結果により、20日～末日までに入金受付
随時予約 使用する月の2ヶ月前の1日から使用当日まで
(2)その他の団体 随時予約 使用する月の1ヶ月前の1日から使用当日まで
※登録をした団体には、『ID番号』を発行します。
- 連続して使用できる期間は、1日4時間を超えない範囲で2日以内です。
- 各施設窓口で、定められた使用料を納入して頂き、予約受付となります。
なお、一度納入して頂いた使用料は返還致しません。ただし、使用変更等の申請があった場合は、使用日前の日数等により一部を、雨天等により使用不可と判断し、利用者と相互間で確認された時は全額を返還致します。
※雨天等の還付につきましては警報発令時のみ対象となります。

【サッカー場使用料】

(1面2時間)		市内団体	その他団体
中学生以下	平日	3,500円	5,200円
	土・日・祝日	4,600円	6,900円
一般	平日	5,800円	8,700円
	土・日・祝日	8,100円	12,100円
夜間照明(内山)	1時間	1,200円	1,800円

※照明設備は、窓口でのお申込みになります。施設使用料と併せて納入してください。

【サッカー場利用時間】 内山運動公園サッカー場(A面・B面・C面) 7:00～21:00
※7:00～9:00早朝のご予約はご利用の3日前迄となります。

お問合せ 下宿地域市民センター 042-493-4033
指定管理者:HONDA ESTILO株式会社